

資料 5

「食品安全委員会において既に食品健康影響評価を実施した農薬の適用拡大等に係る取扱いについて」(平成 21 年 3 月 19 日食品安全委員会決定)正誤表(案)

「食品安全委員会において既に食品健康影響評価を実施した農薬の適用拡大等に係る取扱いについて」(平成 21 年 3 月 19 日食品安全委員会決定)については、前文の一部を次のとおり訂正する。

正	誤
(前略)既に食品健康影響評価(以下「評価」という。)を実施した農薬について、適用拡大(適用農作物等の範囲の拡大に伴い当該農作物等に残留基準を設定することをいい、魚介類に残留基準を設定することを含む。以下同じ。)等のため、食品安全基本法(以下略)。	(前略)既に食品健康影響評価(以下「評価」という。)を実施した農薬について、適用拡大等(適用農作物等の範囲の拡大に伴い当該農作物等に残留基準を設定することをいい、魚介類に残留基準を設定することを含む。以下同じ。)のため、食品安全基本法(以下略)。

食品安全委員会において既に食品健康影響評価を実施した農薬の適用拡大等に係る取扱いについて (平成21年3月19日食品安全委員会決定)

食品安全委員会（以下「委員会」という。）において既に食品健康影響評価（以下「評価」という。）を実施した農薬について、適用拡大等（適用農作物等の範囲の拡大に伴い当該農作物等に残留基準を設定することをいい、魚介類に残留基準を設定することを含む。以下同じ。）のため、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、委員会に評価の要請が行われた場合の取扱いを次のように定める。

1 新たな科学的知見の確認

委員会において既に評価を実施した農薬について、適用拡大等に係る評価の要請が行われた場合は、委員長（委員長に事故があるときは委員長代理）の指名する委員を中心に、安全性が懸念される新たな科学的知見があるかどうかを確認する。

2 委員会における調査審議による評価の実施

1による確認の結果、安全性が懸念される新たな科学的知見がないと判断されたときは、専門調査会における調査審議は行わず、委員会における調査審議により、当該農薬に係る評価書を改定し、評価の結果を通知する。

3 国民からの意見・情報の募集の取扱い

2の場合において、国民からの意見・情報の募集については、過去に評価を実施した際に国民からの意見・情報の募集を行っており、また、評価書の改定が軽微であることから、改めて行うことを要しない。